

京都市告示第 190 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年7月9日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	岩倉水0340号	左京区岩倉長谷町230番地の36地先 同町230番地の37地先	点
2	岩倉水0341号	左京区岩倉長谷町230番地の38地先 同町230番地の40地先	点
3	竹鼻水0032号	山科区竹鼻西ノ口町90番地地先 同上	点
4	鳴滝水0036号	右京区鳴滝本町35番地地先 同上	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大北山水0002号	北区大北山原谷乾町120番地の11地先 同町120番地の12地先	点
2	大北山水0005号	北区大北山原谷乾町251番地地先 同町250番地地先	点
3	大北山水0007号	北区大北山原谷乾町116番地の11地先 同町116番地の3地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)